

金融商品の仲介業務等に関する規制

1. 一般的規制

- (1) 金融商品の仲介業務については、銀行法（銀行代理業者）・保険業法（保険募集人）及び金融商品取引法による一般的規制が存在
→原則事後規制、行為規制、製造・販売の責任分担等
→日本郵政グループ各社が行う場合にも適用

銀行法における銀行代理業者の規制

- ・ 内閣総理大臣（財務局長）の許可（銀行等の場合は事前届出）
- ・ 行為規制；顧客財産の分別管理、顧客に対する説明、密接関係者との取引を条件とする貸付の代理の禁止等
- ・ 製造・販売の責任分担等；所属銀行による指導等、所属銀行等の賠償責任

保険業法による保険募集人の規制

- ・ 内閣総理大臣（財務局長）の登録
- ・ 行為規制；顧客に対する説明、保険会社の特定関係者による利益供与を知りながら申込みをさせることの禁止等
- ・ 製造・販売の責任分担等；所属保険会社等の賠償責任

※ 金融商品取引法の準用

保険募集人が変額年金保険等の投資性が強い特定保険契約を取り扱う際には、一定の行為規制に関する金融商品取引法の規定（広告等の規制、契約締結前の書面の交付、適合性の原則等）が適用される。

- (2) 保険商品の引受けについては、保険業法による商品認可が必要
→保険契約者等の保護、保険数理等
→かんぽ生命保険が行う場合にも適用

保険業法における認可の審査基準

- ・ 保険契約の内容が、保険契約者等の保護に欠けるおそれのないものであること
- ・ 保険料及び責任準備金の算出方法が、保険数理に基づき、合理的かつ妥当なものであること 等

2. 郵政民営化法による規制

(1) 金融商品の仲介業務については、

- ・ 郵便局会社が行う場合、事前届出の上、同業配慮義務に関して事後規制
 - ・ 金融二社が行う場合、新規業務として事前認可が必要
- 郵政民営化法において金融二社の場合には一般的規制に加えて認可が必要とされる趣旨に即した視点から検討

(2) 仲介業務以外の金融二社の新規業務についても、一般的規制に加えて郵政民営化法上の認可が必要（例えば、新たな種類の保険商品の引受けについては、保険業法上の商品認可に加え、郵政民営化法上の認可が必要）

- 郵政民営化法において一般的規制に加えて認可が必要とされる趣旨を踏まえ、金融二社の特性に即した要件を検討